

訪問看護料金表（介護保険）

令和8年6月1日改訂

1 割負担額揭示

【基本利用料】

	□訪問看護	□予防訪問看護
□20分未満看護	314 円	303 円
□30分未満看護	471 円	451 円
□30～60分未満看護	823 円	794 円
□60～90分未満看護	1128 円	1090 円

【加算料金】

□サービス提供体制強化加算 6 円（訪問 1 回につき加算）

□看護体制強化加算Ⅱ（月 1 回） 200 円（介護）

□看護体制強化加算Ⅱ（月 1 回） 100 円（要支援）

□緊急時訪問看護加算（月 1 回） 600 円

利用者の同意を得て、利用者及びその家族からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、かつ、必要に応じて緊急訪問を行う（別途申し込みが必要）

□特別管理加算（月 1 回）

□（Ⅰ）500 円 } 指定訪問看護に関し、特別な管理を必要とする利用者

□（Ⅱ）250 円 } （＊厚生労働大臣が定める状態に対して計画的な管理を行う場合）

□早朝深夜加算

・早朝加算（ 6：00～8：00） 基本利用料の 25%増し

・夜間加算（18：00～22：00） 基本利用料の 25%増し

・深夜加算（22：00～6：00） 基本利用料の 50%増し

□2 人の看護師が同時に訪問看護を行った場合の加算

□所要時間 30 分未満の場合 254 円

□所要時間 30 分以上の場合 402 円

□長時間訪問看護加算 300 円（1 回につき所定単位数に加算）

所要時間 90 分未満看護を行った後に引き続き訪問看護を行う場合

□看護介護職員連携強化加算 250 円

□口腔連携強化加算 50 円/月

□専門管理加算 250 円/月

□ターミナルケア加算 2,500 円

□退院時共同指導加算 600 円

□初回加算 ①退院当日 350 円/初回訪問した月 ②退院翌日 300 円/初回訪問した月

□処遇改善加算 加算率 1.8% 月の合計単位数に加算されます

（負担額は利用回数、負担割合、その他の加算の算定状況により異なります）

【その他 自費負担】

□黒川郡、富谷市以外の地域：交通費として 1 k mにつき 50 円

□エンゼルケア 8000 円

くろかわ訪問看護ステーション